

門真市役所喫煙ブース設置工事仕様書

1 総則

契約締結日から令和8年3月31日までの間、喫煙ブース設置工事を実施する。

2 一般事項

(1) 施工場所

門真市中町1番1号 門真市役所

(2) 工事概要

- ① 既存不要物の撤去
- ② めかくし堀V型パネルを設置

3 留意事項

- (1) 作業に必要な人員については、市との協議の上、定めること。
- (2) 作業については総務部財産活用課職員の指示の下、行うこと。

4 その他

- (1) 工事については、職員の執務に支障を来さないよう実施すること。
- (2) 工事については、建築物等の損傷及び汚損のないよう留意し、工事終了後は後片付け及び清掃を行うこと。